

## 宇部市外国語サポーター人材バンク事業実施要綱

### (目的)

第1条 宇部市外国語サポーター人材バンク（以下、「人材バンク」という。）事業は、海外経済交流に関心を持つ事業者が、海外との情報交換や、製品・サービスを海外にPRするにあたり、市が当該事業者を支援するため、相手方との通訳や交渉ができる人材を公募し、事業者の海外経済交流を促進することをもって、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外国語サポーター 事業者が相手方と事業を進める際に、通訳・翻訳、交渉等を行い、事業者を支援する者をいう。
- (2) 事業者 次に掲げる要件を満たす者をいう。
  - ア 海外経済交流に関心を持ち、海外での事業展開を希望する事業者
  - イ 市内に本店等を有し、市内で製品製造、サービス展開を行う事業者

### (登録及び登録情報の公表)

第3条 人材バンクに登録しようとする者（以下、「登録申請者」という。）は、宇部市外国語サポーター人材バンク登録申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請書が提出された場合において、当該申請書の内容及び登録申請者の技能を確認し、適当と認めるときは、宇部市外国語サポーター人材バンク登録台帳（第2号様式）に登録するものとする。
- 3 前項の登録台帳に登録された者（以下「登録者」という。）の登録情報については、登録者の承諾を得た項目について、事業者に公表するものとする。

### (登録の抹消)

第4条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の規定による登録を抹消することができる。

- (1) 外国語サポーターとして不相当と市長が認めるとき。
- (2) 連絡不能となったとき。
- (3) 本人から登録取消しの申し出があったとき。

### (依頼できる者)

第5条 登録者の紹介を市長に依頼できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条（2）に該当する事業者
- (2) その他市長が特に必要と認める者

### (紹介の手続等)

第6条 登録者の紹介を受けようとする者は、宇部市外国語サポーター紹介依頼申込書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申込みがあったときは、当該申込の内容を考慮し、登録者の中から適当な者を本人同意の上、紹介するものとする。
- 3 前項の規定による紹介を受けた者（以下「依頼者」という。）は、原則として紹介された登録者と直接交渉をするものとする。

(費用負担)

第7条 依頼者は、登録者の支援に対する対価とその支払い方法を、登録者と事前に協議するものとする。

2 依頼者は、登録者の活動中の交通費、食事等の実費を費用弁償するものとする。

(事故等の対応)

第8条 依頼者は、登録者の活動中の傷害事故（登録者が活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故により死亡又は負傷した事故等）や損害賠償責任事故（登録者が活動中の不測の事故により、他人の生命、身体又は財産に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合等）に備え、事前に保険に加入するなど必要な措置を講じなければならない。

2 依頼者は、登録者又は第三者が当該活動に伴って損害を被ったときは、誠意を持って解決にあたらなければならない。

(守秘義務)

第9条 登録者は、活動上知り得た個人情報その他の秘密は、他に漏らしてはならない。

(成果の保証と損失の不関与)

第10条 市長は、登録者の依頼者に対する支援について、成果を保証するものではなく、また、登録者の活動に伴って発生した依頼者への損失について関与しない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月15日から施行する。